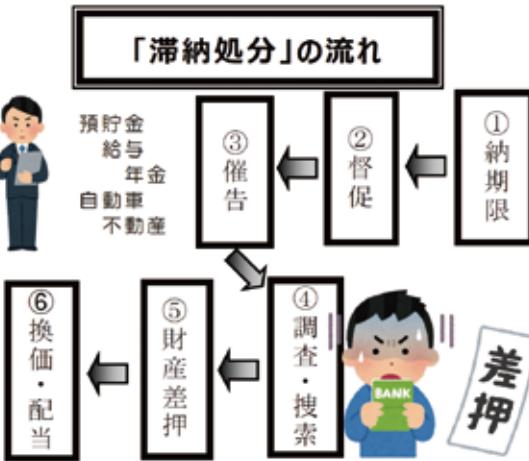


⑤ 町税は納期限までに納め ましょう

町税の納期限が過ぎ、督促・催告等にも応じない場合は、滞納処分を執行します。

●滞納処分とは

滞納になっている税金を徴収するため、その人の財産を差押さえ、取立てや公売により滞納町税に強制的に充当する一連の手続です。



行為となりますので、直ちに納付してください。

③電話や文書等による催告

督促状の送付後も納付がない場合、電話・文書・訪問による催告を行います。

④調査・検索

滞納者を特定するための身辺調査や、差押のための財産調査、捜索などを行います。

⑤財産差押

差押が可能な財産を決定し、差押を行います。その際、滞納者本人だけでなく、その財産の利害関係者に差押通知書を送付します。

⑥換価・配当

差押えた財産を、取立てや公売により現金化し、滞納処分費と滞納町税に充当します。特別な事情により納付が難しくなった場合は相談に応じますので、お早めにご連絡ください。

問 役場税務課 納税推進係

2・8574

⑥ 令和8年度償却資産申告

町内に事業用資産をお持ちの方

納期限を1日でも過ぎた場合は滞納となり、納付する際には、延滞金を納めることになります。

督促は滞納処分の前提

納期限を過ぎても納付がない場合は、30日以内に督促状を発送します。督促は滞納処分の前提

②督促

①納期限

は、毎年1月1日の資産所有状況を申告する必要があります。前年度に申告された方には令和8年度の申告書を送付しておりますが、新規に事業を開始された方などは税務課までご連絡ください。

⑧ 法テラス講座 「相続登記・空き家

●日時

12月20日(土)

午後2時～午後3時

●場所

河野正嗣弁護士(法テラス西郷)
加藤大介弁護士(法テラス島根)
講師

●日時

12月11日(木)～1月17日(土)

※休館日を除く

●場所

島町図書館



⑦ 俳優・玉木宏写真展

玉木さんが愛用のカメラで西ノ島を撮影した写真展です。

●期間 令和8年1月5日(月)～
2月2日(月)

●役場税務課 固定資産係
2・8574

⑨ 第13回布施 イルミネーション

午後5時～午前0時頃まで
※24、25、31日は翌朝まで点灯
※天候不良時は点灯できない場合があります

●点灯期間
12月13日(土)～1月10日(土)

●場所 布施公民館
7・4314

⑩ ものづくり学校 フェスティバル

午前10時～午後1時
隠岐の島ものづくり学校

●日時
12月14日(日)

●場所
隠岐の島ものづくり学校
7・4314

●日時

12月14日(日)

午前10時～午後1時

●場所

隠岐の島ものづくり学校



●定員

15名(申込先着順。定員に達しない場合は当日の参加も可能です)

●駐車場
ものづくり学校前祭り場
3・1551

●申込先

●参加費 無料
●申込方法 電話申込

●内容

①武良100均市・武良ゲンキ市
②入居者各イベント
③各団体活動展示



●期間 令和8年1月5日(月)～
2月2日(月)

●場所 島根県立図書館
0852・22・5748

